

富士見市国民健康保険条例の一部改正について

【条例改正の趣旨】

国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾として「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されました。

このことに伴い、労働者が休みやすい環境を整備するために、新型コロナウイルス感染症に感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む。）被保険者に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため条例案を提出するものです。

傷病手当金とは…病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

一方で、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度では、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、任意の給付でありました。こうしたことから埼玉県では全市町村国保と後期高齢者医療広域連合の被保険者が制定をしていませんでした。

【国民健康保険制度傷病手当金支給の内容】

対象者（両方の要件を満たす）

- ・ 給与等の支払いをうけている被保険者（確定申告時に「給与」で収入金額の申請者）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

支給対象となる日数

- ・ 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

支給額

- ・ $\{(直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額 \div 就労日数) \times 2/3\} \times 支給対象となる日数$

適用期間

- ・ 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）